

国立大学法人東京外国語大学本郷サテライト管理運営規程

〔平成16年 4月 1日〕
規 則 第 93 号

改正 平成24年 7月10日規則第119号 平成27年 3月24日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学本郷サテライト（以下「サテライト」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 サテライトは、本学の教育研究および教育研究面での社会との連携・協力を資することを目的とする。

(職員)

第3条 サテライトに、次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) その他の職員
(館長等)

第4条 館長は、学長が指名する副学長をもって充てる。

- 2 館長は、サテライトの業務を掌理する。
- 3 館長は、サテライトの管理運営に関する重要事項を決定するときは、役員会の議に付すものとし、最終的な決定は学長が行う。

(使用者)

第5条 サテライトを使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員及び学生
- (2) 本学の卒業生
- (3) その他館長が適当と認めたもの
(使用手続き等)

第6条 会館の使用に必要な各種手続き、利用料金その他の細則等は、別に定める。

(事務)

第7条 サテライトに関する事務は、関係部課等の協力を得て総務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、サテライトの管理運営に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 東京外国語大学本郷サテライト使用要項（平成13年5月30日学長裁定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成24年7月10日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学本郷サテライト管理運営規程の規定は、平成22年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。